

2013年4月1日
公益財団法人 三井住友銀行国際協力財団

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（公表）

当法人は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項第4号及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第54条の2第1項において準用する国家公務員法第106条の24第1項第4号、職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）第32条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成20年政令第390号）第18条、職員の退職管理に関する内閣官房令（平成20年内閣府令第84号）第8条の諸規定に関し、「国と特に密接な関係がある」公益法人に該当しないのでその旨公表いたします。

《本件連絡先》

【電話】 03-3282-1111

【FAX】 03-4333-9860

【電子メール】 smbc-foundation@kej.biglobe.ne.jp